

令和4年1月

## 渋谷区立代々木山谷小学校 いじめ防止基本方針

渋谷区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和3年9月に「渋谷区いじめ防止対策等対策推進条例」が公布・施行され、渋谷区教育委員会では11月に「渋谷区いじめ防止対策基本方針」を策定しました。

このことを受け、代々木山谷小学校では人権尊重の理念に基づき、全ての児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめの根絶を目的に以下のとおり「いじめ防止基本方針」を策定します。

### 1 いじめの定義

一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 2 いじめに対する考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利等の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものです。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはけません。

### 3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

本「いじめ防止基本方針」は改訂された場合、学校便り、保護者会や学校ホームページ等で周知します。

### 4 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー等からなるいじめ防止等の対策のための校内組織「学校いじめ対策委員会」を引き続き設置します。

学校いじめ対策委員会はいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に対応するため、いじめ発生時の他、年間8回程度開催するものとします。

## 5 家庭や地域との連携

学校は、日頃から家庭や地域と連携を密に取り、いじめ防止に向けて取り組みます。

(1) 家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の子供に関心をもち、子供のストレスや不安に早期に気付くことのできる親であること</li> <li>○よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること</li> <li>○子供と日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を素直に話し合える親であること</li> <li>○自分がされたくないことは人にもしないという相手の立場を大切にすることをしっかり教える親であること</li> </ul>
(2) 地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域の中で子供は育つ」ことを再確認し、町会や各種関係団体と連携した地域の教育力の向上</li> <li>○子供たちへの積極的な挨拶、声かけの励行</li> <li>○地域行事への子供たちの積極的参加を保護者への推進</li> <li>○気になる子供の言動を、すぐに学校に情報提供できる体制の醸成</li> </ul>

## 6 いじめの未然防止、早期発見、事実確認、早期対応等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」の四つの段階に応じて、いじめの防止に向けた実効的な対策を講じます。

	児童にかかわること	保護者・地域との連携・依頼
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教育活動を通じた人権尊重教育の充実</li> <li>○道徳の時間の充実等による正しい判断力の育成</li> <li>○コミュニケーション能力の育成によるよりよい学級学校での人間関係づくりの推進</li> <li>○いじめに関する授業を全学級で年間3回、「SOSの出し方に関する教育」に関する授業をいずれかの学年で年間1回実施</li> <li>○いじめに関する校内研修を年間3回以上実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○何でも話せる親子関係の構築</li> <li>○友達のよいところを見つける目</li> <li>○家庭、学校、社会のルールへの尊重と携帯電話、インターネット、ゲーム等の情報機器の使用の約束づくり</li> <li>○保護者同士のよりよい人間関係づくり</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れている児童への声かけ</li> <li>○友達関係の悩みを担任や</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持ち物、服装の汚れや破損、紛失、けがのチェック</li> <li>○日常的な会話の中で気に</li> </ul>

		<p>SCに相談する学級づくり、教育相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年3回以上のいじめアンケートや個別面談の実施</li> <li>○児童の作品や持ち物等へのいたずらの早期発見</li> </ul>	<p>なることに気付く目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校の話をしたがらない、学校へ行きたがらなくなる子供への対応等</li> <li>○子供の様子や情報に関する保護者や地域住民への聞き取り</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめやいじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策委員会において事実確認の方策や対応方針を協議・検討</li> <li>○教職員は役割分担を行い、関係児童への聞き取りやアンケートの実施等により、事実の詳細を確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確認した事実関係と今後の対応方法については関係する保護者と共有</li> <li>○保護者や地域との連携を図り、いじめに関する情報の共有や今後の見守り体制の構築</li> </ul>	
早期対応	行為が明確であるいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる身体的、精神的な被害状況の把握</li> <li>○SC等による適切な初期対応</li> <li>○被害を継続させない全教職員による体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情の聞き取り</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組への理解を求め協力を依頼</li> <li>○関係機関や専門家などとの相談・連携</li> </ul>
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○やったことの実事確認と「いじめは絶対にいけない」という強い指導に基づく反省と謝罪</li> <li>○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談センター等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える</li> <li>○事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を聞く</li> <li>○被害児童への誠意ある謝罪等の対応をすることを助言</li> </ul>
	行為が明確で	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の心情を聞き取り、学校は「いじめから全力で守っていく」ことの約束</li> <li>○被害を継続させない全教師による体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査、改善による根本的解決</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○我が子を守る姿勢を第一に、子供の不安な思いや苦しい気持ちに寄り添い、事実や心情の聞き取り</li> <li>○いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組への理解を求め協力を依頼</li> </ul>

	ないい じめ	加害 児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「いじめは絶対に許されない」毅然とした指導で、関係する児童への事実確認</li> <li>○いじめの理由や背景を把握し、根本的な解決を図る</li> <li>○ＳＣや全教員によるいじめ防止体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた子供を守ることを第一に考えた対応をとることを連絡</li> <li>○事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を聞く</li> <li>○事実確認後、被害児童への謝罪等の対応を伝える</li> </ul>
	直接関係がない児童、いじめを知らせてきた児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じであることを強く指導</li> <li>○友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができることの大切さを指導</li> <li>○いじめを知らせてきた児童がいじめの対象になることがないように、学校で守ることの約束</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の子供がかかわっていないなくとも、いじめにかかわる情報があった場合は学校に連絡</li> <li>○どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意思の育成</li> </ul>

## 7 いじめ重大事態

重大事態とは、次に示す事態にある場合と考えます。

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、学校いじめ対策委員会で早急に詳細な事実確認を行います。また、必要に応じて関係機関や専門家と相談・連携を図り、問題解決のために対処します。